

どろんこ

2022年6月16日(木)

668号

船橋市職労福祉支部

発行責任者 村上はつみ



いても改正した部分があるので、それについても決議を取っていただきます。最後に印鑑の押し忘れが無いようご協力ください。

職場まわりで届いた施設の方は、

7月7日の職場まわりで、必ず送り返してください。

返信用封筒の付いている方は、7月4日必着となるよう投函してください。

副支部長 1名以上

役員減少の為、副支部長を2名立てられなくなりました。

役員大募集中です！

〈第11条 追加〉

組合員が5人以上いる職場に対し、年間(4月〜翌3月)5000円の「職場委員活動費」を支給する

5人以上組合員がいると、署名集めや意見の集約、保育園では各園の状況や要求書まとめ等、業務外の仕事が多いので、活動費をつけることとしました。

〈福祉施設支部研修補助規定〉

3. 補助の範囲

③市職労として実行委員会に参加しているもの

輝け！船橋の子どもたち 削除
ちばっこ 追加

4. 補助内容

但し100円以下は四捨五入削除

6. 申請方法

③輝け！船橋の子どもたち 削除
ちばっこ 追加

〈船橋市役所職員労働組合
福祉支部規約 第7条〉

規約・研修補助規定

議案書

昨年と大きく変わっている点
〈支出の部〉 印刷費

例年、総会の議案書を印刷会社
に委託していましたが、コロナ
感染症の流行で活動が縮小さ
れたために、組合での印刷でま
かなえるようになりました。

そのため、支出が減った分、
福祉施設支部での印刷物の紙を、
負担することにし、予算を立て
ました。

書面決議

前回の「どろんこ」でお伝えした
通り、開催できれば、密を避ける
ために、2回制にして、3年分の新
入職員歓迎会も行いたかったので、
来年こそできる様な状況になっ
てほしいものです。

議案書を6月16日に配布しま

す。読んでいただき、別添えの
「書面決議書」に、「賛成・反対・
保留」とありますので、自分の
意見に○をつけてください。

今回は、規約や補助規定につ

書面決議をします

第34回福祉施設支部総会

職員の定年延長について

職員課より、「職員の定年延長について」説明会がありました。疑問・質問があれば組合に

改正内容 (国からの通知)

- ① 現在 60 歳の定年が、令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ引き上げられ、令和 13 年度からは、**65 歳**になるとされています。
- ② 60 歳での**役職定年制**（管理監督職勤務上限年齢制）が導入される予定です。
- ③ 60 歳になった職員の給料は、次年度以降、それまでの**7割**になるとされています。
- ④ 60 歳以降に一旦退職し、週 3 日の短時間勤務ができる「**定年前再任用短時間勤務制**」が導入されます。

①

生年月日 \ 年度	R 4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
S37. 4. 2 ~ 38. 4. 1	60 歳 定年										
S38. 4. 2 ~ 39. 4. 1	59 歳 →	60 歳	61 歳 定年								
S39. 4. 2 ~ 40. 4. 1	58 歳 →	59 歳	60 歳	61 歳	62 歳 定年						
S40. 4. 2 ~ 41. 4. 1	57 歳 →	58 歳	59 歳	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳 定年				
S41. 4. 2 ~ 42. 4. 1	56 歳 →	57 歳	58 歳	59 歳	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳 定年		
S42. 4. 2 ~ 43. 4. 1	55 歳 →	56 歳	57 歳	58 歳	59 歳	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳 定年

② 管理職につく職員を 60 歳までとする**役職定年制**が導入され、60 歳の時に 6 級以上の職員は、次年度から**非管理職**に降任するとされています。

③ 60 歳になった次の年度以降の給料について

60 歳になった次の年度の給料月額、60 歳でもらっていた給料の **7割**になるとされています。

勤続 35 年以上の方については、退職金の支給率が変わらないので、60 歳でも 65 歳でも、退職金は同じ金額となります。但し、60 歳で勤続 35 年に達していない場合は、7割になった給料月額に 60 歳超の勤続年数に応じた支給率がプラスされます。

④ 再任用制度について

現在(定年 60 歳): 60 歳定年後、1 年ごとの任期で 65 歳まで再任用として勤務。週 5 日フルタイムと週 3 日短時間が選べ、給料については、それぞれが決まった額となっています。(フル→短○、短→フル×)

段階的な定年引き上げ期間(定年 61~65 歳): 段階的な定年後は、今と同じようにフルタイム・短時間再任用ができます。定年後は、現在の再任用と同じ、フルタイム・短時間の再任用と定額の月給となります。

段階的な定年引き上げ期間(61 歳~64 歳): 定年退職後、65 歳まで再任用フルタイムまたは週 3 日の勤務ができます。(現在と同じ)

「定年前再任用短時間勤務制度」: 段階的な定年引き上げ期間又は、定年引き上げ完了後(定年 65 歳): 60 歳以降に一旦退職した後は、定年までを任期として週 3 日の短時間勤務ができる予定。65 歳定年退職になった後は、現在と同じ再任用制度は無くなる予定です。